

指定天寿荘障害者短期入所事業所重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく短期入所を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 居室等の概要	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	5

社会福祉法人 天 寿 会
(事業所名)天寿荘障害者短期入所事業所
当事業所は障害者福祉サービス事業所の
指定を受けています。
(佐賀県指定 第 4111200046 号)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 天寿会
所在地	佐賀県多久市北多久町大字小侍 640 番地 1
電話番号	0 9 5 2 - 7 4 - 3 1 0 0
代表者氏名	理事長 諸隈 中
設立年月	昭和 5 2 年 9 月 1 9 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定短期入所事業所 平成 18 年 10 月 1 日指定佐賀県 4111200046 号
事業の目的	能力に応じた自立した日常生活をおくれるように支援する
事業所の名称	天寿荘 障害者短期入所事業所
事業所の所在地	佐賀県多久市北多久町大字小侍 640 番地 1
電話番号	0952-74-3100
管理者氏名	古 川 伸 子 (兼任)
事業所の運営方針について	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に契約者の立場に立ったサービスに努めます。 ②事業を運営するにあたって、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
開設年月	平成 12 年 4 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	指定短期入所生活介護 平成 12 年 4 月 1 日指定 佐賀県 4170400016 号 指定介護予防短期入所生活介護 平成 18 年 4 月 1 日指定 //
営業日	年中無休
受付時間	午前 9 時から午後 5 時までとする。
第三者による評価の実施状況	なし

3. 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
1 人部屋	9 7 室	ユニット型個室（内、短期入所生活介護 17 室）
合計	9 7 室	
共同生活室	1 0 室	（内、短期入所生活介護 2 室）
浴室	5 室	（内、短期入所生活介護 1 室）
医務室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護）事業所に設置が義務づけられている設備です。

4. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。〉

職 種	常勤換算
1. 事業所長（管理者）	1
2. 生活相談員	1 以上
3. 介護職員又は看護職員	必要数
4. 管理栄養士又は栄養士	1 以上
5. 機能訓練職員	1 以上
6. 医師	必要数
7. 調理員	必要数

当事業所では、利用者に対して指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所事業を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 : 7 : 0 0 ~ 8 : 3 0 5 名 日中 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 1 0 名 夜間 : 2 2 : 0 0 ~ 7 : 0 0 5 名
2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 2 名 夜間については、交代で自宅待機を行い緊急時に備えます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービス
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス(障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外サービス)

があります。

(1) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等となるサービス

以下のサービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等が支給されます。

事業者が障害者総合支援法に基づく介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は、利用者本人および扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。(短期入所利用者負担額)

〈サービスの概要〉

(ア) 入浴

・入浴、清拭は、毎週2回以上行います。利用者の身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。

(イ) 排泄

・利用者の心身の能力を最大限活用した支援を行います。

(ウ) 健康管理

・看護師の指示のもと、健康管理を行います。

(エ) 相談援助

(2) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス

下記のサービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(ア) 食事の提供(食材料費+調理費)

・利用者の身体の状態・希望や嗜好を考慮した食事の提供を行います。

朝 食 8 : 30 ~ / 450円(1食につき)

昼 食 12 : 00 ~ / 630円(1食につき)

夕 食 17 : 00 ~ / 600円(1食につき)

(イ) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

水光熱費 : 2,066円(1日につき)

理美容サービス : 実費

複写物の交付 : 10円(1枚につき)

電気利用料 : 70円(1日につき)

※テレビ、電化製品を持ち込まれた場合にご負担いただきます。

6. 苦情等の受付について(契約書第16条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口(担当者)

[職名] 施設部部长 松本 愛

○ 苦情解決責任者

[職名] 施設長 古川 伸子

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付期間

多久市役所 高齢者・障害福祉係	所在地 多久市北多久町小侍7-1 TEL 75-4823 FAX 74-3398 受付時間 8:30～17:15
佐賀県国民健康保険団体連合会	所在地 佐賀市呉服元町7番28号 TEL 26-1477 FAX 26-6123 受付時間 8:30～17:15
佐賀県健康福祉本部長寿社会課	所在地 佐賀市城内1丁目1-59 TEL 25-7054 FAX 25-7265 受付時間 8:30～17:15
佐賀県運営適正化委員会 「苦情解決小委員会」	所在地 佐賀市鬼丸町7番18号 佐賀県社会福祉協議会内 TEL 23-2151 FAX 25-2980 受付時間 8:30～17:15

また、苦情受付箱を当事業所受付に設置しています。

7. 虐待防止のための措置について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、以下の措置を講じます。

- 一、人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- 二、成年後見制度の利用支援
- 三、虐待の防止のための対策を検討する委員会及び、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。(テレビ電話装置等の活用可能)
- 四、虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

2 職員は、入居者に対し、身体的苦痛や人格を辱める等の虐待を防ぎます。

8. 事故発生時の対応について

利用者が安心して短期入所の提供を受けられるよう、利用者に対する短期入所の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講ずるものとします。

利用者に対する短期入所の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

令和 年 月 日

短期入所の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 佐賀県多久市北多久町大字小侍 640 番地 1
事業者名 社会福祉法人 天 寿 会
代表者氏名 理事長 諸 隈 中 印

説明者職名
説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

代筆者住所

氏名 印

続柄

代筆の理由 _____

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第 81 号（平成 14 年 6 月 13 日）第 10 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。
--

附 則

この重要事項説明書は、令和 3 年 3 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は、令和 6 年 1 月 1 日より一部改訂する。

この重要事項説明書は、令和 6 年 11 月 1 日より一部改訂する。

この重要事項説明書は、令和 7 年 7 月 1 日より一部改訂する。

この重要事項説明書は、令和 8 年 8 月 1 日より一部改訂する。

この重要事項説明書は、令和 8 年 9 月 1 日より一部改訂する。